

関係本部・会議における取組状況について

資料1

- 第1回人口戦略本部(令和7年11月18日)において、若者や女性を含む誰もが、自ら選んだ地域で住み続けられる社会を実現するため、人口減少対策を総合的に推進する観点から、必要な取組について総理指示がなされた。
- 指示を踏まえ、本部員である関係閣僚の下で、全世代型社会保障改革、こども政策、地域未来戦略、デジタル行財政改革及び外国人との秩序ある共生の各分野において、下表のとおり、取組を推進している。

	総理指示(令和7年11月18日)	取組状況及び今後の方針
全世代型社会保障改革	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付と負担の在り方の見直しを含めた社会保障改革 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な医療保険制度の実現に向け、必要な保険給付等の適切な実施、世代間・世代内での負担の公平性の確保を図るため、「健康保険法等の一部を改正する法律案」を今国会に提出。(令和8年5月29日に成立) ・ 「給付付き税額控除」や「食料品消費税率ゼロ」を含めた「社会保障と税の一体改革」について検討を進めるため、社会保障国民会議を開催。まずは「給付付き税額控除」と「食料品の消費税率ゼロ」を同時並行的に議論を進め、その両者について、夏前を目途に中間とりまとめを行う。
こども政策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加速化プランに基づく各種施策の実行 ・ 将来的に更なる少子化対策の検討を進める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「こどもまんなか実行計画」(令和8年6月9日)に基づき、引き続き、加速化プランを着実に実行するとともに、若者のニーズを十分に踏まえた地域のライフデザイン支援等の取組や住宅支援、企業による「こども・若者・子育て支援」と「成長」の好循環を強化するための「こどもとともに成長する企業構想」を推進。
地域未来戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方経済の再生・成長を実現するための総合戦略とりまとめ ・ 人口減少に対応した地方自治の在り方に関する総合的検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地方創生に関する総合戦略」(令和7年12月)及び「地域未来戦略」(令和8年夏目途策定予定)を推進。大胆な投資促進策とインフラ整備を講じ、各地に産業クラスターを戦略的に形成するとともに、<u>地場産業の付加価値向上や販路拡大を通じて地域の稼ぐ力を高め、持続的な地域経済の成長を実現できるよう取り組む。</u> ・ 「人口減少に対応した地方自治の在り方」については、第34次地方制度調査会(令和8年1月発足)における「国・都道府県・市町村の役割分担」等に関する議論を踏まえ、政府として必要な検討を進める。
デジタル行財政改革	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共部門のサービスの維持・向上が可能となるDX施策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療や介護、交通、上下水道等のインフラ管理のDXにより公共サービス等の強靱化を推進するとともに、<u>働く環境や行政手続等にAIやデータを効果的に活用することで限られた担い手の力を最大限発揮できる環境整備を推進。</u> ・ <u>AI活用に資する適正かつ円滑なデータ利活用を、個人情報を含むデータの保護と利活用の両立を図りながら促進するための制度整備を推進(関連する法律の改正案を今国会に提出)。</u>
外国人との秩序ある共生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人の受入れの基本的な在り方に関する基礎的な調査・検討を行う体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「総合的対応策」(令和8年1月)に基づき、省庁横断的に、<u>具体的な調査・検討、将来推計等を行った上で、外国人の受入れの基本的な在り方を検討していくこととしており、このため、本年4月にとりまとめを担う内閣官房の体制を強化した。</u>

改正の趣旨

持続可能な医療保険制度の実現に向けて、必要な保険給付等の適切な実施と世代間や世代内での負担の公平性の確保を図るため、一部保険外療養の創設、後期高齢者医療における金融所得の保険料等への勘案、出産に係る給付体系の見直し、国民健康保険における子どもに係る均等割保険料等の軽減の拡充等の措置を講ずるほか、医療機関の業務効率化と勤務環境改善の取組等に係る措置を講ずる。

改正の概要

1. より公平な負担の実現、効率的な給付の確保

【健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】

- ① OTC医薬品との代替性が特に高い薬剤を用いた療養等について、薬剤費の一部を保険給付外とする一部保険外療養を創設する。
- ② 後期高齢者医療において、上場株式の配当等の金融所得を保険料の算定や窓口負担割合等の判定に公平に反映するため、金融所得の支払に係る報告書等（法定調書）を金融機関等がオンラインにより後期高齢者医療広域連合へ提出する義務等を設ける。

2. 出産等の次世代支援や現役世代からの予防・健康づくりの拡充

【健保法、船員保険法、国保法、母子保健法等】

- ① 出産に伴う妊婦の経済的負担を軽減するため、出産の標準的な費用に係る給付体系の見直し等を行う。
- ② 妊婦健診に伴う妊婦の経済的負担を軽減するため、妊婦健診（望ましい基準内）の実施に係る標準額を定める等の環境の整備をするほか、サービス及び費用の見える化を進める。※こども家庭庁所管事項
- ③ 国民健康保険制度において、子どもに係る均等割保険料（税）の5割を軽減する措置の対象を、未就学児から高校生年代まで拡充する。
- ④ 現役世代の予防・健康づくりを強化するため、全国健康保険協会が取り組む保健事業に関する責務を明確化する。

3. 必要な医療の提供の確保

【健保法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法等】

- ① 高額療養費の支給要件等を定める際には、特に長期療養者の家計への影響が適切に考慮されるよう、法律上明確化する。
- ② 業務効率化・勤務環境改善に取り組む医療機関を支援する新たな事業を地域医療介護総合確保基金に設けるほか、計画を作成し業務効率化・勤務環境改善を推進する病院を厚生労働大臣が認定する仕組みを設ける。併せて、医療機関は業務効率化・勤務環境改善に努めるものとする。

4. その他

【健保法、国保法、高確法等】

- ① 全国健康保険協会の平均保険料率の引き下げとあわせ、令和8年度から令和10年度までの時限措置として、全国健康保険協会への国庫補助に係る特例減額の控除額を引き上げる特例措置を講じる。
- ② 国民健康保険組合に対する国庫補助について、一定の場合に、現行の補助率の下限よりも低い補助率を例外的に適用する。
- ③ 国民健康保険の財政安定化基金（本体基金分）について、納付金（保険料）の抑制のための取崩しを認める。等

このほか、平成19年の雇用保険法等の一部改正法で改正を要した船員保険法第76条第6項について、規定の形式的修正を行う。

施行期日

令和9年4月1日（ただし、2④及び4①は公布日、3①は令和8年8月1日、3②の一部は令和9年1月1日、1①は公布後1年以内に政令で定める日、2①及び②は公布後2年以内に政令で定める日、1②は公布後5年以内に政令で定める日等）

1 趣旨

これまでの政党間での協議※を尊重しつつ、**国民の受益と負担に深く関わる「給付付き税額控除」や「食料品の消費税率ゼロ」を含めた「社会保障と税の一体改革」**について、国民の皆様にも見える形で、丁寧かつスピード感をもって検討を進めるため、**「国民会議」を設置。政府と、消費税が社会保障の貴重な財源であるとの認識を有し、給付付き税額控除の実現に取り組む政党が、共同で開催。**

※ 自由民主党、立憲民主党、日本維新の会及び公明党による給付付き税額控除に関する政党間協議。国民会議の共同開催に伴い、現在の政党間協議は国民会議に移行する。

2 国民会議の構成・構成員

○ 国民会議（いわゆる「親会議」）は、**政府及び参加政党間で協議・意見集約を行う。**

<政府側> 内閣総理大臣（通常は官房長官が代理・司会進行）、担当閣僚、有識者会議座長*

<政党側> 参加各党の政策責任者・税調会長（総理出席の際は、各党党首が参加可能）

※ 国民会議（「親会議」）は、実務者会議での議論及び検討状況に応じて、適宜開催する。

* 有識者会議（下記）座長は、有識者会議の議論を報告するため、必要に応じ参加。

○ **「親会議」の下、機動的・集中的に議論を進めるため、政府及び各党の実務者による「給付付き税額控除等に関する実務者会議」を開催。**

<政府側> 全世代型社会保障改革担当大臣、財務大臣※、総務大臣※、有識者会議座長

<政党側> 実務者（原則2名、自民党は3名（うち1名が議長））

※ 財務大臣及び総務大臣、その他関係大臣は、必要に応じ参加。

○ **「給付付き税額控除」や「食料品の消費税率ゼロ」の制度化に当たっては、専門的・技術的な論点を集中的に検討・精査する必要があるため、様々な立場から専門的な議論を行う「有識者会議」※を設け、「実務者会議」が「有識者会議」と連携*を図る。**

※ 有識者会議のメンバー（常任）は、政府関係審議会委員、地方界、経済界等で構成。議論の進捗に応じ、有識者の追加も可能とする。有識者（臨時）についても、テーマに応じ、招聘可能。

* 基本、実務者会議の意見や関心事を有識者会議に伝達し、有識者会議の議論の状況を実務者会議に報告するサイクルを想定。実務者会議メンバーは有識者会議に参加可能。

3 事務局

国民会議の**庶務**は、**政府（内閣官房）並びに自由民主党及び野党の代表となる党**において処理。

4 議論の進め方など

○ **まずは「給付付き税額控除」と「食料品の消費税率ゼロ」を同時並行的に議論を進め※、その両者について、R8年夏前を目途に中間とりまとめを行う***

※ 給付付き税額控除の制度設計に関連する社会保障制度の議論は並行して実施。

* 骨太の方針に反映の上、制度を閣議決定し、一定の準備期間を経て実施に移すために必要となる法案を提出することを想定。

○ その上で、給付付き税額控除の議論を進める過程で明らかとなった社会保障制度の課題等について、改めて調整の上、協議を継続する。

こどもまんなか実行計画2026 概要

○こどもまんなか実行計画は、こども基本法に基づくこども大綱（令和5年12月22日閣議決定）の下、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、2026年度、特に力を入れて取り組むべき施策の基本的方向性や具体的施策等について示す。

○こども家庭庁の発足以来3年間で、保育士等の処遇改善や待機児童の減少等の取組は着実に進展。一方、少子化に歯止めがかかっておらず、小中高生の自殺者数、いじめ重大事態の発生件数等は過去最多。

○今を生きるこどもたちが自己肯定感を持つことができ、現在及び、将来にわたって自身にとって幸せな状態（ウェルビーイング）を実現するとともに個々人の結婚・出産・子育ての希望の実現等の少子化対策を推進する。こどものウェルビーイング向上は、少子化対策の基盤であり、社会構造・環境の様々な変化を踏まえた複合的な課題に対応しつつ、両者を車の両輪として総合的な施策を推進。

こどもまんなか実行計画2026において特に取り組むべき施策

1 基本的な方向性

- (1) こどもと子育てに関わる者の幸せな状態（ウェルビーイング）の実現
- (2) こどもの命と安全・安心を徹底的に守る
- (3) こどもへの支援行政と保育行政の連携の一層の強化
- (4) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と切れ目ない支援

- (5) 社会構造・環境の変化を踏まえた若者支援
- (6) 企業等と連携した社会・職場環境等の変革
- (7) 持続可能な提供体制と支援や学びの質の確保
- (8) こども・若者や利用者の視点に立った施策再構築と提供体制の見直し
- (9) 地方公共団体との連携の強化
- (10) さらなる省力化・簡素化・DXによる地方公共団体等負担軽減

2 具体的施策

1 健やかで質の高い成育環境の提供

- ① 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備
- ② いつでもどこでも、安心してこどもが過ごせる環境づくり：犯罪・事故・虐待・災害等からこどもを守る安全基盤の整備、CDRの推進等
- ③ こども性暴力防止法の着実な施行等
- ④ 誰もが安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備：交通費・宿泊費支援による医療資源のない地域の医療アクセス確保、新たな給付体系の導入に向けた議論、妊婦健診における経済的負担の軽減、産後ケアの充実、出産・妊婦健診・産後ケアのサービス内容や費用等の見える化、「こどもホスピス」の普及等
- ⑤ 「はじめの100か月」の育ちの環境整備と幼児期の教育・保育の推進：母子保健と児童福祉、教育の連携推進、育ちを支える地域の連携体制の構築、「こども誰でも通園制度」の制度改善、地域に開かれた保育の推進、3要領・指針の告示改正に向けた一体的な検討、自然体験活動等の充実、全てのこどもに等しく質の高い育ちの環境を提供するための保育のあり方等
- ⑥ こどものための体験機会の提供：地域での体験活動の保障、児童福祉文化財の推進、自然・文化芸術等の体験機会の提供等の拡充等
- ⑦ 子育てしやすく支えのある環境づくり・少子化対策：加速化プランに基づく少子化対策の着実な実施、「共育（トモイク）プロジェクト」を通じた社会的機運醸成、地域で子育てを支える住環境の整備、子育て期の経済的負担の軽減、病児保育の充実、地域働き方・職場改革の推進等
- ⑧ こどもや子育て家庭の居場所づくりの推進：肯定的体験（いわゆる“PCEs”）増加の取組充実、放課後児童クラブの受け皿確保、年齢層に応じた居場所づくり推進等
- ⑨ 学童期・思春期の多様な学びと成長機会の保障：次期学習指導要領に向けた検討、豊かな学びや体験の充実、放課後の体験機会の支援、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組推進等

2 困難な状況にあるこどもたちのニーズ発見と、地域一体の支援

- ① こどもの自殺対策の強化：「こどもの命と安全を徹底的に守る」大臣プロジェクト2026〜こども・若者自殺防止総力戦略〜を踏まえた地方公共団体と総力を挙げた対策推進、「こどもの自殺対策推進パッケージ」に基づく総合的な施策推進、協議会の設置促進、総力・AD活用検討を含む自殺リスクの早期発見等
- ② 虐待防止対策体制の強化、社会的養護の充実：こども家庭センターの設置促進、機能強化、児童相談所等の相談支援体制強化、里親等委託・施設の小規模かつ地域分散化等の推進等
- ③ いじめ防止対策・不登校対策の強化：校内教育支援センター等の設置促進、地域全体での支援の推進等
- ④ こどもの貧困対策・ひとり親家庭等支援の強化：教育・生活・食・就労・相談支援の一体的強化、就学援助や高校授業料支援等の着実な実施、ひとり親家庭等の多面的・伴走型の支援推進等
- ⑤ こどもの最善の利益を確保するための離婚前後の家庭への支援：養育費・親子交流の取決めや履行確保の促進等
- ⑥ 障害児支援体制の強化、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進等：医療的ケア児、聴覚障害児等の障害児や発達に特性のあるこどもへの早期からの切れ目ない支援
- ⑦ 多様な背景を持つこどもたちへの支援
- ⑧ こどもの視点に立った切れ目ない政策の推進：こども家庭センターを中核とした多分野の機関等が連携した包括的・継続的な支援体制整備、個人情報に配慮したデータ連携基盤の検討、非常に大きなストレス（いわゆる“ACES”）のリスク因子減少と肯定的体験（いわゆる“PCEs”）の増加を目指した分野横断的な施策展開等

中長期的課題となる取組「こども家庭庁の司令塔機能の在り方について、継続的に検討。また、調査研究機能・体制の構築に向けて検討する。」

3 若者が希望を持ち選択できる環境の整備

- ① 若者政策の基本設計（グランドデザイン）：自律性や自己肯定感、多様な他者との関係構築も含む基本設計、ユニバーサルな居場所づくり、包括的支援モデル事例構築等
- ② 若者たちの実情を知り、声を聴く取組の推進：若者10万人の総合調査、審議会・懇親会等への若者委員の登用促進等
- ③ 困難に直面する若者支援の推進：子ども・若者総合相談センター等の関連機関の相互連携の強化、ヤングケアラー等の困難を抱える若者にアプローチできる体制づくり、体験・居住支援・就労支援と連携した切れ目ない支援等
- ④ 若者政策の推進：いつでも再挑戦できる社会環境の構築、高校教育改革、プレコンセプションケアの推進等

4 産・官・学の総力を挙げた「こどもまんなか社会」の実現

- ① 国と地方の連携強化：こども政策に関する国と地方の協議の場、人口減少を踏まえた地方の子育て環境推進に向けた検討、子育ての地域間格差の解消、地方公共団体の負担軽減等
- ② 地方公共団体と民間団体との連携を通じた地域におけるこどもまんなかの推進等：地方公共団体と民間団体との連携、こどもまんなか社会実現プラットフォームの推進
- ③ 民間事業者等による質の高い子育て支援サービスの推進：認可外保育施設における保育の質の向上、ベビーシッターや家事支援の利用促進、小学生の居場所の多様化等
- ④ 「こどもとともに成長する企業構想」の推進：民間企業が「こども若者まんなか」という社会的価値と企業価値の向上に一体的に取り組むための、金融機関等と連携した支援と環境の整備
- ⑤ 研究機関等と連携した、こども関連研究の推進：研究機関・研究者との連携強化を含む研究機能・体制の強化、長期調査の推進等

5 「こどもまんなか」を支える基盤の確保

- ① こどもの権利の普及啓発、相談救済機関の活動推進：経済界と連携したこどもの権利とビジネス原則の普及啓発・実践を含む、広く社会に向けたこどもの権利の周知・啓発、地方公共団体によるこどもの相談救済機関等の設置促進等
- ② こども・若者の社会参画・意見反映の取組推進：「こども若者★いけんぷらす」を通じた参加機会の拡大や環境整備等の充実、地域人材の養成や好事例の横展開等による地域の取組促進等
- ③ こどもを支えるおとなたちへの支援：保育士・幼稚園教諭等の処遇改善、公定価格の見直しや事業所の運営の持続性の検討、地域区分の見直し等の検討、学校の働き方改革の加速、新たな「定数改善計画」として公立中学校35人学級等の実現、こどもに関わる専門職の育成・確保の推進等
- ④ こども政策DXの推進
- ⑤ こども施策や子育て支援策等の広報啓発の推進：「伝える」広報から「伝わる」広報を目指したSNS内外のチャネルの積極的活用、誤情報拡大防止等
- ⑥ こども施策の検証・評価とこども予算の「全部見える化」：こども家庭審議会等の司令塔機能強化の方向性についての研究等

地域未来戦略の目標・道筋

本政策パッケージの目指す姿【目標】

- ・ 47都道府県どこに住んでいても、安全に生活することができ、必要な医療・福祉や質の高い教育を受けることができ、働く場所がある姿を実現する。そのためには、強い地域経済の構築が不可欠。
- ・ 地方に大規模な投資を呼び込み、各地に産業クラスターを戦略的に形成していくとともに、地域資源を最大限に活用し、地場産業を含む地域の産業、地域経済の持続的な成長を図っていく。
- ・ これにより 新たな人材や企業の集約が進み、良質な雇用の創出につながり、所得の増加が消費マインドの改善をもたらし、それが更なる投資や経済発展に繋がる好循環を実現。
この強い地域経済の好循環を通じて「日本列島を、強く豊かに」していく。

基本的方向性【道筋】

17の戦略分野に対して政府主導で官民投資を促進しつつ、戦略分野に関連する産業、地域を牽引する産業、地場産業の育成への地域主導の挑戦に対して、国が一步前に出て積極的な支援を行う。

(インフラも含めた環境整備)

必要となるインフラ整備や地方創生の取組も含めた環境整備を一体的に行う。

(地域の産業全体を強化)

個々の企業の育成支援だけでなく、地域全体の産業を強化する施策を支援する（共同施設の整備やサプライチェーン上の機能の補完など）。

(産業政策と人材戦略を一体的に推進)

地域の産業に必要な人材を特定し、戦略的に育成。

(競争優位の確立)

地域外、更には海外から持続的に収益を獲得することを目指し、地域経済に真に裨益する産業を育成。

(地域経済を支える基盤の再構築)

限られた財政・人的リソースを成長分野に振り向けるため、公共施設等の集約・再配置などを支援。

⇒ 3つの類型の計画を定め、それぞれの特性や課題に応じた支援策を講じる。

A.戦略産業クラスター計画

概要

- 成長戦略における17の戦略分野に関連する企業の大規模投資を起点として形成される産業クラスター。
- 国が一步前に出て、道路、工業用水等の関連インフラの整備や、産業人材の育成をはじめとする事業環境の整備を計画的に進めることにより、大規模な投資を呼び込む。世界をリードする産業が当該地域に定着し産業クラスターを構成することで、地域経済の活性化にとどまらず、我が国経済全体の成長に貢献することを目指す。

策定 プロセス

- **ブロックごとに各地方経済産業局が中心となり、「戦略産業クラスター有識者検討会」[※]において、「計画の素案」を策定。**
※管内地方支分部局、都道府県、市町村、経済団体、民間企業、大学、研究機関、金融機関等で構成
- **都道府県は、候補プロジェクト案件を国に提案。**
- **国は、都道府県からの提案を受け付け、計画を策定。**

主な 施策例

①クラスターを構成する 企業の設備投資促進

- ✓ 特定半導体の生産施設の整備に対する支援
- ✓ 船舶や港湾荷役機械の生産能力拡大に向けた設備投資及び研究開発への支援
- ✓ フードテック等の社会実装に係る設備等の整備への支援 等

②成長資金への対応

- ✓ 政府系金融機関等による投資・融資
- ✓ 企業価値担保権の活用促進

③関連する インフラ・拠点整備

- ✓ 関連するインフラ及び拠点整備の推進（地域未来交付金等）
- ✓ 空港アクセス鉄道整備等利子補給金活用
- ✓ 産業用地整備支援（産業用地整備に関する金融措置創設等）
- ✓ 産業競争力強化に貢献する新たな研究大学群の形成や共創拠点としてのキャンパス機能の強化 等

④規制・制度改革

- ✓ 国家戦略特区制度等を活用した規制・制度改革

⑤産業人材育成

- ✓ 17の戦略分野等の成長分野への学部再編等の重点分野に係る大学、大学院及び高専の体制・機能強化等
- ✓ リ・スキリング推進に向けた大学等における社会人のための教育プログラムの開発の推進
- ✓ 地域で必要な人材の育成に向けた専門学校における教育の充実への支援 等

B.地域産業クラスター計画

概要

- 都道府県知事等が主導し、都道府県等が主体となって形成を進める産業クラスター。
- 当該地域において、海外輸出により外貨を獲得し得るもの、又は国内市場において上位シェアの獲得を目指し得るものとして重点的に育成すべき産業分野を特定し投資を促進する。
- 産業クラスターを構成する個別企業の投資促進に加え、施設等の共同利用・共同事業による効率化やサプライチェーン上の機能で地域にないものを補完するための取組等を都道府県が行うことで、地域全体としての産業競争力の底上げを行う。

策定プロセス

- **都道府県等**が、力を入れる産業領域を特定し、**計画を策定**。

主な施策例

① クラスターを構成する個別企業の投資促進等

- ✓ 自治体主導による産業振興施策への支援(投資促進、販路開拓等)
- ✓ 中堅・中小企業・スタートアップが行う工場新設や設備投資等の大規模投資の促進に向けた支援
- ✓ 中小企業が行う新市場・高付加価値事業での新規事業にかかる設備投資の支援 等

② 成長資金への対応

- ✓ 政府系金融機関等による投資・融資
- ✓ 民間投資の誘発・創出に向けた官民金連携支援
- ✓ 地域未来金融アクションプランの策定 等

③ クラスター全体での競争優位性を強化する環境整備支援

- ✓ 地域の事情に合わせたインフラ環境整備の推進（地域未来交付金等）
- ✓ 円滑な土地利用調整の推進（地域未来投資促進法）
- ✓ 観光地全体のサービス水準や労働生産性の向上に向けた、複数の宿泊施設等が利用する共同設備の導入支援 等

④ 規制・制度改革

- ✓ 国家戦略特区制度等を活用した規制・制度改革

⑤ 産業人材育成

- ✓ 地域の産業ニーズを踏まえた人材育成等の取組を推進
- ✓ 地域一体となった人材確保・育成・定着を行う取組への支援 等

C.地場産業成長プラン

概要

- 地域資源を活用し、付加価値の創出及び域外・海外需要の獲得を図ることにより、個々の規模は戦略産業クラスターや地域産業クラスターと比較して小規模であっても、面的に地域経済を支える数多くの地場産業の更なる成長を目指す。
- 市町村又は都道府県がその地域に根差す農林水産業、観光業、スポーツ産業、伝統的工芸品製造業、部品加工業等をはじめとする地域住民の生活を支える多様な産業の発展、地域経済の成長を促す。

策定プロセス

- **市町村又は都道府県**が、地域資源を最大限活用する地場産業を含む地域の産業について、付加価値向上や販路拡大を目指す**計画を策定**。

主な施策例

①事業の状況に応じた事業主体へのきめ細かな支援

- ✓ 自治体主導による産業振興施策への支援(投資促進、販路開拓等)
- ✓ 地域産品の高付加価値化・海外展開の支援
- ✓ 新たに輸出に取り組む事業者に対する商社マッチング 等

②成長資金への対応

- ✓ 政府系金融機関等による投資・融資
- ✓ 民間投資の誘発・創出に向けた官民金連携支援
- ✓ 地域未来金融アクションプランの策定、企業価値担保権の活用促進

③環境整備支援

- ✓ 地域未来交付金や企業版ふるさと納税等を活用した地域の事情に合わせたインフラを含めた環境整備
- ✓ インバウンドを含む観光需要を取り込み、地域で観光消費を拡大させるための取組等の支援
- ✓ 面的な歴史まちづくりや景観エリアリノベーションによる観光振興への支援 等

④規制・制度改革

- ✓ 国家戦略特区等を活用した規制緩和や制度改革

⑤産業人材育成

- ✓ 地域一体となった人材確保・育成・定着を行う取組への支援
- ✓ 産業界が必要とするコンテンツ分野の人材育成への支援 等

地域のクラスター・地場産業を支える仕組みづくり

主な 支援策

①地域基盤の再構築

- ✓ 地域未来交付金等による支援
- ✓ 自治体が行う公共施設等の適正管理の推進
- ✓ 公共交通軸や交通結節点の強化への支援等を通じたコンパクト・プラス・ネットワークの推進
- ✓ 産業クラスター・地場産業を支え、活躍する女性人材の育成・就業・起業・定着等の推進 等

②AIトランスフォーメーション（AX）

- ✓ 自治体AXや消防AX、地域AXの推進
- ✓ AXの実現に向けた企業経営改革支援 等

地方制度調査会について

- 地方制度調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議する審議会であり、**令和8年1月19日に第34次地方制度調査会が立ち上げられ、総理より以下の事項について諮問。**

諮問事項

人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、**国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制**その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める。

これまでの審議状況

	内容
第1回総会 (令和8年1月19日)	○ 会長・副会長の選任、内閣総理大臣諮問文手交等
第1回専門小委員会 (令和8年2月18日)	○ 自由討議
第2回専門小委員会 (令和8年3月6日)	○ 関係省庁（厚生労働省、国土交通省）及び有識者（高橋滋法政大学教授）からの意見聴取
第3回専門小委員会 (令和8年3月30日)	○ 関係省庁（消費者庁）及び地方公共団体（長野県、沖縄県、秋田県大館市、青森県中泊町）からの意見聴取
第4回専門小委員会 (令和8年4月15日)	○ 地方公共団体（関西広域連合、熊本県、神戸市）からの意見聴取
第5回専門小委員会 (令和8年5月13日)	○ 審議項目案の議論
第2回総会 (令和8年5月20日)	○ 審議項目の決定
第6回専門小委員会 (令和8年6月17日)	○ 国・都道府県・市町村間の役割分担について

審議項目

※大項目の一部を抜粋

- 1. 「国・都道府県・市町村間の役割分担」の在り方について**
 - 1-1 地方分権改革以降の社会経済情勢の変化と地方行政を巡る取組
 - 1-2 取組の加速化
 - 1-2-1 AIを含めたデジタル技術の活用の方向性
 - 1-2-2 地方公共団体間の連携の方向性
 - 1-2-3 国・地方公共団体以外の主体の活用の方向性
 - 1-2-4 地方議会及び住民自治の在り方
 - 1-3 各行政分野において取組を進めていくための枠組み
 - 1-4 各地域において取組を進めていくための枠組み
- 2. 「大都市地域における行政体制」の在り方について**
 - 2-1 大都市地域が果たすべき役割
 - 2-2 いわゆる「特別市」の意義
 - 2-3 「特別市」の制度化を検討する場合の論点
 - 2-3-1 広域事務への影響等
 - 2-3-2 財産・施設や議員・職員への影響等
 - 2-3-3 財政への影響等
 - 2-3-4 大都市制度以外への影響
 - 2-3-5 「特別市」の設置手続
 - 2-4 住民自治等の確保

デジタル行財政改革会議における検討状況について

- 第1回人口戦略本部での総理指示を踏まえ、デジタル行財政改革会議をこれまでに2回開催。**人口減少社会でも公共部門の必要なサービスの維持・向上が可能となるDX施策を関係府省庁と連携しながら推進し、今夏に「デジタル行財政改革取りまとめ2026」を策定予定。**

デジタル行財政改革会議の開催状況等

- 令和7年12月24日 **第12回デジタル行財政改革会議**（議題：デジタル行財政改革の今後の取組方針について）
- 令和8年4月7日 **デジタル行政推進法等改正案・個人情報保護法等改正案 閣議決定・国会提出**（次頁参照）
- 令和8年4月20日 **第13回デジタル行財政改革会議**（議題：デジタル行財政改革の進捗と更なる対応について）
※各大臣から「**デジタル活用による業務時間創出効果**」の具体的事例の報告を実施（次々頁参照）

デジタル行財政改革会議の検討内容

令和8年4月20日 第13回デジタル行財政改革会議 資料1（抜粋）

- 2つの**重点分野と分野横断の取組**を両輪で進め、**生活者目線のデジタル行財政改革**を推進
- 関係大臣とともに**取組をさらに深化・加速**させ、**今夏の「デジタル行財政改革取りまとめ2026」を策定**するとともに、**人口戦略本部と連携**し必要なサービスの維持・向上が可能となる**DX施策の推進による人口減少対策を推進**

1. 公共サービス等の強靱化

- ・限られた担い手で効果的・効率的なサービス提供を実現
- ・国民の命と健康、暮らしを守る分野のDXに重点的に取り組む

医療・介護DX

- ◆ **医療DXの推進**
（電子処方箋、電子カルテ等の導入推進、リフィル処方・長期処方の推進、救急・消防ワントップ連携、医療機関の業務効率化等）
- ◆ **介護現場の生産性向上**
（居宅系サービスを含むサービス類型等に応じた生産性向上の取組の推進、政策ダッシュボードの改善等）

交通・インフラDX

- ◆ **自動運転の事業化推進（事故原因究明体制の構築を含む）**
（先行的事業化地域10か所程度を選定、事故原因究明体制について法制度の整備も視野に入れて更なる検討等）
- ◆ **上下水道DX・経営の広域化の推進、地下インフラ管理DX**
（人工衛星を用いた水道の漏水検知、上下水道施設点検におけるドローンの活用等）

2. 現役世代の活躍を支える働く環境整備

- ・限られた担い手の力を最大限発揮できる環境整備を実現
- ・子育て等に取り組む現役世代を支えるDXに重点的に取り組む

働く環境DX

- ◆ **働き方改革の見える化、副業・兼業等多様な働き方実現の環境整備**
（勤務状況ダッシュボード、マイナンバー提出オンライン化等労務手続のデジタル化等）
- ◆ **公務員の働く環境DX**
（ガバメントA I 源内等を活用した政策形成の高度化・業務省力化、行政データ活用、会計DX等）

行政手続・サービス等DX

- ◆ **子育て関連の行政手続・サービスのDX**
（出生関連手続のオンライン一括申請に向けた環境整備、子育て支援制度のプッシュ型情報配信、保活ワントップシステム（保活情報連携基盤）の全国展開等）
- ◆ **学校保健DXの推進**
（保護者・学校・医療機関間の学校保健情報の連携）

分野横断の取組により各分野のデジタル行財政改革を促進

データ利活用を促進するための制度整備

「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」に基づき、AI活用にも資する円滑なデータ連携を促進

国・地方デジタル共通基盤整備

「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」等に基づき、国・地方が協力して業務・システム共通化を推進

先行地域への支援・全国展開推進

地域未来交付金デジタル実装型TYPES等を活用し、地方公共団体の先導的な取組を支援、全国展開の推進

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案・
個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案

趣旨

デジタル技術の急速な進展に伴い、個人情報を含むデータの利活用に対する需要が高まっている一方で、個人情報の違法な取扱いにより個人の権利利益が侵害されるリスクも高まっている。これらを踏まえ、「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」(令和7年6月13日閣議決定)に基づき、民間事業者等が国等の保有するデータを活用した事業を行う場合の認定制度を創設するとともに、AI開発等を含む統計作成目的の取扱いについて本人同意を不要とし、併せて個人の権利利益の保護のため、顔特徴データや子供の個人情報に係る規律の見直し、課徴金制度の導入等の措置を講じる。

改正内容

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び
情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案

国等データ活用事業の認定制度の創設

- 内閣総理大臣が、国の行政機関等の保有するデータの活用を通じて国民の利便性の向上が図られる事業^(※)に関し、重点分野やデータの安全管理その他事項について定めた指針を策定。
※ 民間事業者の保有するデータを合わせて活用する事業も対象に含む
- 事業者からの申請に基づき「国等データ活用事業」として、当該事業計画について主務大臣が指針への適合性等を認定する制度を創設。
- 当該認定の効果として、
 - ① 事業計画の認定を受けた事業者が、主務大臣や関係する国の行政機関等に対して、事業の実施に必要な国等の保有するデータの提供を求めることができる制度を創設。
 - ② 法令上の不安を払拭した上での事業実施を可能とするため、認定に際し、個人情報保護法等の法令上の適切性等について個人情報保護委員会等関係行政機関の知見を得るための枠組みを設ける。
- 国等データ活用事業に係る技術的な支援等のため、情報処理推進機構(IPA)の業務に、認定事業者に対する安全管理等に関する情報提供等の協力業務等を追加するとともに、所要の体制整備を行う。

国等によるデータの共同整備等に係る規定の整備

- 国と国以外の行政機関等が共同で整備を行う対象事業について公的基礎情報データベース整備改善計画において定めることとともに、データ整備等を行う事業者に対する利用料等を国が一括して支払いができるよう、保管金に関する規定を設ける。

施行期日：公布の日から起算して1年6ヶ月を超えない範囲内

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案

1 適正なデータ利活用の推進

- 個人データの第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成^(※)にのみ利用される場合は本人同意を不要とする。
※ 統計作成等であると整理できるAI開発等を含む
- その他本人の権利利益保護に欠けるおそれがない場合につき本人同意の要件緩和等を行う。

2 リスクに適切に対応した規律

- 子供(16歳未満)の個人情報の取扱いについて、法定代理人の関与の義務化、事業者に対する利用停止等請求の要件緩和等を行う。
- 顔特徴データ等について、その取扱いに関する一定の事項の周知を義務化し、事業者に対する利用停止等請求の要件緩和等を行う。
- データ処理等の委託を受けた事業者について、個人データ等の適正な取扱いに係る義務の見直しを行う。
- 漏えい等発生時について、本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は、事業者の本人への通知義務を緩和する。

3 不適正利用等の防止

- 個人情報ではないが、特定の個人に対する働きかけが可能となる情報について、不適正利用及び不正取得を禁止する。
- 本人の求めにより提供を停止すること等を条件に同意なく第三者提供を可能とする制度(オプトアウト制度)について、提供先の身元及び利用目的の確認を義務化する。

4 規律遵守の実効性確保のための規律

- 速やかに違反行為の是正を求めることができるよう、勧告・命令の要件を見直す。
- 経済的誘因のある、大量の個人情報の取扱いによる悪質な違反行為を実効的に抑止するため、重大な違反行為により個人の権利利益が侵害された場合等について、当該違反行為によって得られた財産的利益等に相当する額の課徴金の納付を命ずることとする。
- 法定刑の引上げ等刑事罰規定を整備し、違反行為を補助する第三者への要請を可能とする。

施行期日：原則として公布の日から起算して2年を超えない範囲内

デジタル庁(及び事業所管省庁)は、事前の協議等を経て、指針や個人情報保護法等の法令上の適切性について確認することで、個人データ含むデータの適正な取扱いと透明性を確保。

② 個人情報が含まれる場合にはデジタル行政推進法^(※1)の規定に基づき協議^(※2)

AI開発等を含む「統計作成等」のための第三者提供等に関する制度整備を行うことにより、適正なデータ利活用の円滑化に寄与。(あわせてガバナンスの確保や規律遵守の実効性確保に向けた事後的な措置を整備)



※2 個人情報保護委員会以外の事業計画に関係する

※1 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の略称
行政機関の知見を得るための枠組みも法定

デジタル活用による業務時間創出の効果について

- 人口減少や高齢化等により担い手が不足する社会への適応に向け、AIを含むデジタル技術の活用によって生産性向上を図り、それにより創出された時間を必要性の高い他の業務や質の向上に充てることで公共サービスの持続性・生産性向上を実現。
- デジタル行財政改革会議は人口戦略本部と連携し、各分野における取組を推進する中で、デジタル活用による業務時間創出の具体的な事例の構築と、全国への実装を推進。



現状・課題		現時点の主な取組状況（今後更に取組を進めていく）	
出入国・在留管理の適正化	出入国管理の適正化	・ 事前チェックを通じた厳格な審査と入国審査待ち時間の大幅な削減が必要	▶ ✓ R10年度中の電子渡航認証制度（JESTA）の導入に向けて、法案を提出（R8年3月、第221回国会）
	在留資格の適正化	・ 在留資格の本来の趣旨に沿った受入れをすべし、違法行為を行った外国人に対する在留審査を厳格化すべき等の指摘	▶ ✓ 「経営・管理」について、新たな許可基準に基づく厳格な審査を実施中 ✓ 認定証明書交付申請件数（概数）は、改正前約1,700件/月⇒改正後約70件/月（R7年10月16日開始。改正前比約96%減） ✓ 「技・人・国」について、派遣形態で就労する外国人に関する審査の強化（R8年3月から）及び主に日本語能力を用いる業務に従事する場合の審査の強化（R8年4月運用開始） ✓ 「留学」について、日本語教育機関と連携した資格外活動に係る実態把握や指導の開始（R8年4月運用開始） ✓ 「企業内転勤」について、厳格な審査のため申請書類の見直し等を実施（R8年4月運用開始）
	永住者の在り方検討	・ 社会との結びつきが他の在留資格に比して高いにも関わらず、許可要件が緩やかであるとの指摘	▶ ✓ 永住許可ガイドラインを改正し、在留期間「5年」ではなく「3年」を有していれば永住許可要件を満たすものとしていた経過措置を廃止及び公租公課の不払い等による「永住者」の在留資格取消しを開始（R9年4月運用開始）
	帰化の厳格化	・ 永住許可の在留要件（10年以上）に対し、帰化の住所要件（5年以上）は不整合との指摘	▶ ✓ 必要な在留期間を10年に引き上げる等、帰化の要件を厳格化（R8年4月運用開始）
	不法滞在者ゼロプラン等の強力な推進	・ 不法残留者数は昨年まで7万人以上の高止まり状態が続いており、その対策が必要	▶ ✓ 不法滞在者ゼロプラン等を強力に推進
	各手数料の見直し	・ R8年度中に、在留許可手数料・査証手数料を引き上げ、体制強化等を図る必要	▶ ✓ 在留許可手数料の額の上限額の引上げを含む法案を提出（R8年3月、第221回国会） ✓ 査証手数料に関する政令の改正に向けて、パブリックコメントを実施中（R8年3月～4月）
			不法残留者数：前年比6,375人減（▼8.5%）（R7年1月：74,863人⇒R8年1月 68,488人） 難民認定申請未処理数：前年比3,531人減（▼18.1%）（R6年末：19,500人⇒R7年末：15,969人） 護送官付き国費送還人数：前年比69人増（△27.7%）（R6年：249人⇒R7年：318人） 被摘発者数：前年比459人増（△33.3%）（R6年：1,378人⇒R7年：1,837人） 資格変更・期間更新：（上限額）1万円→10万円 永住許可：（上限額）1万円→30万円 1次査証：3,000円→15,000円等
外国人の受入れの在り方検討	・ 外国人の受入れの基本的な在り方について、中長期的かつ多角的観点から検討が必要	▶ ✓ 入管庁における基礎的な調査・検討を受け、取りまとめを担う内閣官房の体制を強化した上で、省庁横断的に具体的な調査・検討等を開始（R8年4月）	
制度の適正化等	医療費	・ 外国人による医療費不払いが発生	▶ ✓ 医療費不払のある訪日外国人の情報を共有するシステムの基準額引下げ（R8年4月から、20万円以上を1万円以上に引下げ）
	日本語教育等の充実等	・ 在留外国人が、日本語や日本のルール・制度を理解し、責任ある行動をとることが必要 ・ 日本語教育ニーズが増加・多様化	▶ ✓ 地域日本語教育の総合的な体制づくりへの財政支援（R7：58団体） ✓日本語指導補助者等への財政支援（R7：221自治体） ✓ R9年度からプレクラス（初期支援）の抜本的な強化を図れるよう、方策を検討 ✓ 地域社会のルール等の習熟の場の設置等に要する経費への地方財政措置（R8年度から） ✓ 日本語や制度等を学習するプログラムの創設に向け、法務大臣政務官を長とするプロジェクトチームで検討を開始（R8年3月）
	留学生	・ 各外国人留学生の適切な在籍管理が必要	▶ ✓ 在籍管理の適正を欠く大学等を指定し、通知・公表（R8年2月）、専修学校については周知を実施予定（R8年4月）
	外国人学校	・ 外国人学校に対する支援をはじめとする各種制度等の見直し・適正化が必要との指摘	▶ ✓ 高等学校等就学支援金について、外国人学校を法律上の支援対象外とする新たな制度をR8年4月から実施するため、法律改正を含む制度改正を実施、改正法では施行後3年以内の検証と見直しを規定（R8年3月）
	公営住宅等	・ 公営住宅等に多くの外国人が入居することで、特定の学校等に負荷がかかる等の指摘があるが、入居実態を把握していない事業主体が存在	▶ ✓ 公営住宅の新規入居者の国籍・在留資格等を把握すること、日本語で円滑なやり取りが可能な緊急連絡先の登録を求めることを自治体に通知（R8年2月） ※URの新規入居者についても、引き続き、国籍等確認を実施するほか、日本語でやり取り可能な緊急連絡先の登録を求めるよう要請
国土の適切な利用・管理	土地所有の透明化等	・ 外国人による我が国の土地取得等に対する国民の不安は、我が国の土地所有者等の実態がよく分からないことにも起因	▶ ✓ 不動産登記、森林法をはじめとする土地関係制度において、国籍別審査にあり必要な省令・告示改正を実施済（R8年1月～3月） ✓ 不動産取得に係るモニタリング対策を強化するため、「リスク評価書」作成についてのマニュアルを策定（R8年2月） ✓ 取引がない土地等（ストック）の外国人などと思われる者による所有状況について、試算を実施（R8年度早期）
	公開性確保	・ 土地所有等情報を適切に公開・提供する仕組みが未整備	▶ ✓ 不動産ベース・レジストリを整備し、行政機関等や国民がアクセスできる仕組みの構築を検討（R9年度以降）
	マンション取引実態把握	・ 価格高騰の要因の一つとして、外国人による不動産購入の影響が指摘されているが、実態が未把握	▶ ✓ 新築マンションについて短期売買や国外からの取得の状況の調査を実施・結果を公表（R7年11月） ✓ 調査結果を踏まえ、不動産協会が日本人も含め、投機的取引抑制のための取組方針を決定（R7年11月）
	地下水採取実態把握	・ 外国人が水源地を買い占めて地下水を採取しているので、はとの指摘があるが、実態が未把握	▶ ✓ 地下水採取事例の調査結果を公表（R7年12月） ✓ 地下水採取の実態把握や地下水の適正な保全と利用の仕組みの在り方について、有識者会議での議論開始（R8年3月）
	土地取得等ルール検討	・ 安全保障の観点から外国人による土地等取得に対する国民の不安	▶ ✓ 土地取得等の規制の在り方について、有識者会議での議論開始（R8年3月） ✓ 国境離島以外の無主の離島の国有財産化や必要な場合には離島の土地取得等のルール化を含めて対策を検討 ※適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、土地の取得・利用等の在り方について、別途、有識者会議での議論を開始（R8年3月）